

# 一般社団法人白老観光協会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人白老観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道白老郡白老町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、白老町の文化及び観光資源の保存保護並びに観光施設の整備改善、観光関係者の資質の向上と観光事業の健全な振興を図り、もって観光旅行者の利便の増進、安全の確保及び地域住民の生活の向上、繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝と観光客誘致促進
- (2) 観光施設の整備、改善
- (3) 観光資源の調査、研究と保存利用
- (4) 観光客に対する接遇の改善と関係事業者の観光意識の普及向上
- (5) 観光土産品の改善指導
- (6) 美化運動の実施
- (7) 観光関係情報の収集及び提供
- (8) 観光関係諸機関との連携
- (9) 地方公共団体からの委託業務の実施
- (10) その他この法人の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者であって会長が推薦し、理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 団体の会員は、団体の代表者としてこの法人に対して権利を行使する者

(1名に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に書面をもって届け出なければならない。指定代表者を変更したときも同様とする。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議に基づき、除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費、その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対

し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該書面をこの法人に提出して行う。

2 前項に規定する議決権行使書面の提出は、総会の日時の直前の業務時間の終了時とする。

3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上17名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会において正会員（団体の場合にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事を3名以内を選出することができる。

2 会長、副会長及び、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第29条 この法人に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

(1) 顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(2) 参与は、会長の要請に応じ、この法人の事業遂行に関する相談に応じるほか、助言をすることができる。

- 2 顧問及び参与は、関係機関及び学識経験者のうちから理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた副会長の順序により、副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告書及び収支決算書については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

（剰余金の分配禁止）

第39条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第8章 専門委員会

（専門委員会）

第40条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て任意の機関である専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第9章 事務局

（設置等）

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免する。また、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

（解散）

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は中村敏男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

現行定款に相違ない

一般社団法人白老観光協会  
代表理事 **高 橋 二 郎**